

○特定財産承継遺言（相続させる遺言）による承継

特定財産承継遺言（相続させる遺言）とはどのような承継方法ですか。また承継手続は、誰が、どのように行うのでしょうか。注意点も含めて教えてください。

業務上押さえておくべきポイント
を簡潔に示しています。

チェックポイント

- 1 特定財産承継遺言（相続させる遺言）とは遺産分割方法の指定であり、特段の事情がない限り、被相続人の死亡時に直ちに当該遺産は相続により相続人に承継される承継方法である
- 2 特定財産承継遺言（相続させる遺言）により相続した場合、受益相続人は、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない
- 3 受益相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、原則として代襲者には相続されず、特定財産承継遺言（相続させる遺言）は効力を生じない
- 4 特定財産承継遺言（相続させる遺言）があったときは、遺言執行者は、原則として当該相続人が対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる

業務上の留意点をチェックポイント
に対応して解説しています。

解 説

1 特定財産承継遺言（相続させる遺言）の意義・法的性質

特定の遺産を特定の相続人に相続させる内容の遺言を特定財産承継遺言（相続させる遺言）（民1014②）といいます。遺言作成実務上、多くの場面でこの相続させる遺言が用いられています。記載例は後掲の「書式」のとおりです。

相続させる遺言は、遺言者の意思によって特定の者に特定の財産を遺言の効力発生とともに承継させるという点においては、特定財産の遺贈と類似しているといえます

が、その法的性質は異なります。特定財産承継遺言（相続させる遺言）の法的性質は、原則として遺産分割方法の指定（民908）であり、「相続させる」遺言があった場合には、特段の事情がない限り、何らの行為（遺産分割等）を要せずして、被相続人の死亡時に直ちに当該遺産は相続により相続人に承継されると解されています（最判平3・4・19判時1384・24）。なお、特定財産承継遺言（相続させる遺言）による承継対象者は、当然、相続人に限られますので、仮に相続人でない者に「相続させる」との遺言がなされた場合には、上記判例を踏まえると、遺贈の効力が生じると考えられます。

また、特定財産承継遺言（相続させる遺言）は、「遺言者の有する一切の財産」を特定の相続人に承継させるという内容にすることも可能です（ただし、この場合には、遺留分侵害の問題が生じる可能性が高いことに留意する必要があります。遺留分制度については、「本章 第1 ○遺留分の計算方法」を参照してください。）。

書式 ○特定財産承継遺言（相続させる遺言）の遺言公正証書

② 特定財産承継遺言（相続させる遺言）と対抗要件

特定財産承継遺言（相続させる遺言）により遺産を相続した場合、相続人は、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができません（民899の2①）。

平成30年法律72号改正前の民法下においては、判例上、相続させる遺言により遺産を相続した相続人は、対抗要件なくしてその権利を第三者に対抗することができるとされており（最判平14・6・10判時1791・59）、これに対して、遺贈の場合は、法定相続分を超える部分については対抗要件を備える必要があるとされていました（最判昭39・3・6判時369・20）。

しかし、相続法改正（平成30年法律72号による改正）により従来の判例・取扱いが変更され、特定財産承継遺言（相続させる遺言）の場合も、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないとされました（民899の2①）。これは令和元年7月1日以降に開始した相続による権利の承継に適用されます（民平30法72改正附則2）。

したがって、令和2年7月1日以降に開始した相続において、特定財産承継遺言（相続させる遺言）によって遺産の相続がなされた場合には、受益相続人又は遺言執行者としては、相続開始後速やかに、取得した遺産の種類に応じて、その取得した権利の全体について対抗要件を具備する必要があります。

参考となる判例を紹介しています。

参考事例

- 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情のない限り、当該遺産を当該相続人に単独で相続させるよう、遺産分割の方法を指定したものと解すべきであり、また、相続させる遺言があった場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるとされた事例（最判平3・4・19判時1384・24）
- 相続させる遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはないとされた事例（最判平23・2・22判時2108・52）

裁判所への申立 書式や、
行政手続きのための文書など、
管理承継の実務で必要となる
書式を紹介しています。

書 式

○特定財産承継遺言（相続させる遺言）の遺言公正証書

遺 言 公 正 証 書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、令和〇年〇月〇日、証人〇〇〇〇及び〇〇〇〇の立会いの下に、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の長男〇〇〇〇（昭和〇年〇月〇月生）に相続させる。

記

<不動産の表示（略）>

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の預貯金を、遺言者の次男〇〇〇〇（昭和〇年〇月〇月生）に相続させる。

- (1) 金融機関 ゆうちょ銀行
記号番号 〇〇〇〇
貯金種類 通常貯金
名義人 〇〇〇〇
- (2) 金融機関 〇〇銀行（〇〇支店）
口座番号 〇〇〇〇
預金種類 普通預金
名義人 〇〇〇〇

（以下略）

【ケース】遺言執行者の訴訟の当事者適格

遺言執行者はどのような場合に訴訟の原告、被告になる（当事者適格を有する）のでしょうか。

解 説**① 遺言執行者が遺言執行を遂行するためにすべき訴訟**

遺言執行者が遺言執行を遂行するためにすべき訴訟については、遺言執行者に原告適格が認められます。特定財産承継遺言（相続させる旨の遺言）がされた場合も同様です（民1014①）。

例えば、遺贈の目的である不動産について、相続人又は第三者の無効な登記がある場合には、遺言執行者は、相続人又は第三者に対して、無効な登記の抹消登記手続請求訴訟を提起することができます（最判昭51・7・19判時839・69参照。なお、特定財産承継遺言（相続させる旨の遺言）について最判平11・12・16判時1702・61参照）。

また、遺産の目的である不動産について、相続人又は第三者が権原なく占有している場合には、遺言執行者は、相続人又は第三者に対して、明渡請求訴訟を提起することができます（東京地判昭51・5・28判時841・60）。

② 受遺者が遺言執行者に対して遺言執行を求める訴訟

受遺者が遺言執行者に対して遺言執行を求める訴訟については、遺言執行者に被告適格が認められます。

例えば、受遺者が遺贈の目的である不動産につき所有権移転登記手続を求める場合、被告適格を有する者は遺言執行者に限られ、相続人はその適格を有しません（最判昭43・5・31判時521・49）。

また、特定財産承継遺言（いわゆる「相続させる遺言」）がなされた場合、遺言執行者は対抗要件を備えるために必要な行為をすることができますので（民1014②）、受益相続人が対抗要件具備行為をするよう求める訴訟について、遺言執行者に被告適格が認められます。

なお、遺言に別段の定めがある場合を除き、遺言執行者は、受益相続人に対して特定財産承継遺言の目的である財産を引き渡す権利及び義務を有しませんので、受益相続人による引渡請求訴訟については、遺言執行者に被告適格は認められません（最判平10・2・27判時1635・60参照）。

③ 遺言無効確認請求訴訟

遺言を無効とする相続人の主張が認められれば、遺言は執行すべき内容を有しないこととなる場合であっても、かかる相続人の主張が排斥されれば、遺言執行者は遺言のとおり執行することとなり、遺言執行者に対し遺言無効の確認を求める利益がありますので、相続人は遺言執行者を被告として遺言無効確認訴訟を提起することができます（最判昭31・9・18判タ65・78参照）。

また、遺言執行者は、遺言無効確認の訴えについて原告適格を有します（大決昭2・9・17民集6・501、大阪控判大6・5・24新開1285・23）。

④ 遺留分侵害額請求訴訟

遺留分権利者には、遺留分侵害額請求権という遺留分侵害額に相当する金銭の支払を受遺者又は受贈者に対して請求する権利が認められています（民1046）。遺留分権利者の権利行使は遺言執行者の任務と抵触しませんので、遺留分侵害額請求訴訟について、遺言執行者に被告適格は認められないと考えられます（法制審議会民法（相続関係）部会資料9・19頁）。

なお、平成30年法律72号改正前の民法下の遺留分減殺請求権は物権的請求権であり、包括遺贈が未履行の場合には、受遺者ではなく、遺言執行者を相手に減殺請求することもできるとの裁判例がありました（大判昭13・2・26民集17・275）。平成30年法律72号改正後の民法における遺留分侵害額請求権は上記のとおりこれとは別に解されますので注意が必要です。

詳細は「本編 第1章 第1 ○遺留分の権利行使の方法」を参照してください。

⑤ 遺言執行者がその権限に基づきした行為の排除を求める訴訟

遺言執行者がその権限に基づきした行為の排除を求める訴訟については、当該事項に関する遺言執行者の任務は終了しているため被告適格は認められないと考えられます。

例えば、遺言の執行として遺贈による所有権移転登記がされているときに相続人がかかる登記の抹消登記手続を求める場合、一旦遺言の執行として受遺者宛に登記が経由された後は、かかる登記についての権利義務は1人受遺者に帰属し、遺言執行者がかかる登記について権利義務を有すると解することはできませんので、遺言執行者に被告適格は認められません（最判昭51・7・19判時839・69参照）。